

「人権法案の矛盾 ～言論統制社会が国を滅ぼす」

黒田裕樹（ブログ「黒田裕樹の歴史講座」）

1. 人権法案に秘められた矛盾

皆さんは、「人権を守る」という言葉にどのような印象を持たれるでしょうか。

人権といえば、一般的には「人間が人間として生まれながらに持っている」とされる社会的権利」と解釈されることが多いようですし、また我々が社会で生活するためには、自身の「人権が守られる」ことが何よりも大切であると考えるのは当然のことだとも言えます。

だとすれば、もし立法権を有する国会において「人権を守る」ための新たな法案が上程(じょうてい、議案を会議にかけること)されたならば、私たちは自分たちの人権が守られることが強化され、喜ばしいこととなると誰しもが思うとしても無理はありません。

ところが、最近まで国会で審議されてきた、いわゆる「人権法案」なるものが、結果として私たちの人権に重大な影響を与えるのみならず、最終的には亡国の危機を迎えることになりかねないという恐ろしい事実を、皆さんはご存知でしょうか。

いわゆる「人権法案」が我が国で注目を集め始めたのは、平成 14 (2002) 年 3 月に当時の第一次小泉純一郎(こいずみじゅんいちろう)内閣が「人権擁護(ようご)法案」を国会に上程した頃からでした。つまり、人権法案は、当初は法務省とともに自民党によって提出されていたのです。

「人権擁護法案」には、その目的として「人権の侵害により発生し、又は発生するおそれのある被害の適正かつ迅速な救済又はその実効的な予防並びに人権尊重の理念を普及させ、及びそれに関する理解を深めるための啓発(けいはつ、人々の気がつかないような物事について教えわからせること)に関する措置を講ずること」と書かれており、これだけを見れば「人権を擁護する」ための真っ当な法律というイメージも浮かびそうです。

しかし、一口に人権侵害といっても、いわゆる「ストーカー」や「児童虐待」・「配偶者暴力(=DV)」・「高齢者虐待」・「障害者(しょうがいしゃ、または「障害者」)虐待」など、その範囲は多岐(たき)にわたっており、これらの問題に関する個別法(例えば「ストーカー規制法」など)が次々とつくられています。

また、法務省の統計によれば、年間で約 2 万件の「人権侵犯事件」が発生していますが、前述したきめ細かい個別法が充実していることによって、その 99%が解決済みとなっています。もし残りの

1%を解決しようとするのであれば、個別法の不備などを改正すれば済む話であり、それこそ屋上屋(おくじょうおく)を重ねるような「人権擁護法案」を制定する必要はないはずです。

しかし、第一次小泉内閣によって、実際に「人権擁護法案」は国会に提出されました。なぜそうまでして、特に必要がない法律を強引に押し通そうとしたのでしょうか。その理由を探るためにも、まずは「人権擁護法案」の内容を確認してみましょう。

人権擁護法案の2条1項には「不当な差別、虐待その他の人権を侵害する行為」を「人権侵害」とみなし、3条1項でこれらを禁止することが定められており、また2項では「人種等の共通の属性を有する不特定多数の者に対して当該属性を理由として不当な差別的取扱いをすることを助長」する、いわゆる「差別助長行為」の禁止が定められています。

確かに「人権侵害」や「差別助長行為」は決して許されるものではありませんが、ここで問題なのは「どんな行為が人権侵害や差別助長行為とみなされるのか」というのが曖昧(あいまい)になっていることです。

先述した「ストーカー規制法」などのように個別的な内容であれば、これらの定義は比較的容易ですが、人権擁護法案のような広範囲にわたる法律において、何が人権侵害であり、また何が差別助長行為であるか、ということ判断できる根拠が果たして存在するのでしょうか。

また人権擁護法案では、5条において法律の目的を達成するために、新たに「人権委員会」を設けると定義しました。人権委員会によって「人権侵害」や「差別助長行為」を防止しようという目論見(もくろみ)ですが、実はこの人権委員会こそがとんでもない「曲者(くせもの)」なのです。

人権擁護法案において、人権委員会は法務省の外局(がいきょく)として置かれ、さらには国家行政組織法3条に基づいて設置される「3条委員会」と定義していますが、実はこの3条委員会が大問題なのです。

なぜなら、3条委員会は、公正取引委員会や国家公安委員会のように内閣の指揮監督を受けず、また内閣の責任も及ばない組織だからであり、その独立性の高さによって、日本国憲法第65条の「行政権は内閣に属する」や、同第66条の「内閣は行政権の行使について国会に対し連帯責任を負う」などといった内容に違反する疑いもあるとされているからです。

そんな強い独立性をもつ人権委員会が、政府や国会のコントロールも受けずに「人権侵害」や「差別助長行為」を独自で判断すれば、どのようなことになるでしょうか。しかも、人権委員会が仮に「暴走」したとしても、その行動を監視かつ抑制する機関は存在しないのです。

この他、人権委員会が人権侵害や差別助長行為の疑いがある者に対して、裁判所の令状なしで立入検査などを行うことができるということや、人権委員会の調査を拒否した者に対しては、30万円の過料を課すことができるといった点も問題があります。

さらには、人権擁護法案では、人権委員会の下に置かれた人権擁護委員が人権侵害や差別助長行為を調査することになりますが、その人権擁護委員の選定基準に「国籍条項」が無いことで、日本国内における人権問題を外国人が判断することも可能になるという、思わず首を傾(かし)げたくなる問題点も存在します。

先述したように、そもそも日常生活において、何が人権侵害で何が差別助長行為かを判断することは容易ではありません。例えばAさんという女性に対して、BさんとCさんという二人の男性がおり、両氏がそれぞれAさんの肩に触れたとしましょう。

AさんがBさんに好意を持っている一方で、Cさんを毛嫌いしている場合、Bさんが許されるのに対して、CさんはAさんから「人権侵害」とみなされ、人権委員会に訴えられてしまう可能性が出てくる、ということになりかねません。

さらには、北朝鮮による日本人拉致問題に関して、「拉致問題解決のために北朝鮮に対する経済制裁を強化すべきだ」という一つの意見が、北朝鮮と関わりの深い外国人や日本人によって「北朝鮮に対する差別である」と訴えられれば、それだけで令状なしで立入検査を受けてしまうだけでなく、拒否すれば30万円の過料が課されてしまうのです。

我が国では、憲法によって「言論の自由」や「思想・表現・良心の自由」が保障されていながら、人権擁護法案の制定によって、多くの国民が自分の言いたいことを何も言えなくなってしまうというおぞましい「言論統制社会」が実現しかねませんし、また特に「ネット」の世界が狙い撃ちになる可能性が極めて高いのです。

我が国を含め、多くの自由主義国家や民主主義国家では「国民的な世論」が形成されますが、これまで世論の構成を長いあいだ担(にな)ってきたマスコミに代わって、現代では「ネットによる自由な言論」がその基本となりつつあります。

なぜなら、例えばいわゆる「従軍慰安婦」問題などのように、一部のマスコミによる恣意的(しいてき、気ままに自分勝手なさまのこと)な報道が、ネットによってその正体を白日(はくじつ)の下にさらけ出されつつあるからです。ネットの中には嘘も多く含まれているものの、メディア・リテラシー(=マスメディアからのメッセージを主体的・批判的に読み解く能力のこと)を身につけて自ら正しい情報を得ようとする国民の数は確実に増えつつあります。

しかし、世論を自在に操ろうとする、例えば反日的な勢力にとっては、ネットの存在が邪魔(じゃま)で仕方がありません。そんな折に人権擁護法案が成立して、「人権侵害」や「差別助長行為」の禁止の名の下に、ネットにおける自由な言論を封じることが可能になればどうなるのでしょうか。

ネットの世界は間違いなく壊滅的な打撃を受け、マスコミを利用した一部の勢力の思いどおりの言論の世界が成立することでしょう。その先に待ち受けているのは、例えば反日的な勢力による我が国の間接的な支配であり、ひいては亡国への道であると言わざるを得ません。

なぜ「亡国への道」と断定できるのでしょうか。この件については、今回の講座の最後の方で改めて明らかにしたいと思います。

平成 14 (2002) 年に国会に上程された人権擁護法案は、マスコミに対する言論規制が問題となったこともあり、平成 15 (2003) 年 10 月の衆議院解散で廃案となりましたが、政府や与党では引き続き法案の検討がなされました。

しかし、自民党内での反対が根強かったことや、産経新聞など一部のマスコミや文筆家、あるいはネット上における反対運動が高まったこともあり、平成 17 (2005) 年 7 月までに自民党の執行部は法案提出を断念しました。

その後、民主党が同年 8 月に「人権侵害救済法案」を国会に提出しましたが、すぐに解散総選挙となり、それからしばらくの間は、いわゆる「人権法案」に関する動きは下火となったものの、平成 21 (2009) 年 8 月の衆議院総選挙によって民主党が大勝すると、人権法案は「人権侵害救済法案」あるいは「人権救済機関設置法案」の名で、再び国会に提出しようとする動きが見られるようになりました。

そして平成 24 (2012) 年 9 月 19 日、民主党の野田佳彦(のだよしひこ)内閣は「人権委員会設置法案」という名の法律を閣議決定し、法案が臨時国会に上程されました。ちなみに、閣議決定は本来ならば閣僚の全員一致で決定しなければならないのですが、反対派の大臣のうち一人が急死し、もう一人が海外出張で欠席中に決定するという、極めて異常な事態となっています。

「人権委員会設置法案」は同年 11 月の衆議院解散で廃案となり、翌 12 月の総選挙後に、人権法案に反対の姿勢を明確にしていた自民党の第二次安倍晋三(あべしんぞう)内閣が誕生したことで、人権法案が成立する危険性は当面なくなりましたが、今後も油断ならないことは言うまでもありません。

なお、実際に「人権委員会設置法案」を国会に上程するなど、人権法案の成立に執念を燃やし続けた民主党政権でしたが、その一方で、当時は民主党に所属する国会議員でありながら、これらの法案に身体を張って反対し、私たちに有益な情報を何度も提出くださり、結果として法案成立の阻止に大きく貢献してくださった方もいらっしゃるということを、私たちは決して忘れてはならないでしょう。

昨年の国会に上程された「人権委員会設置法案」やそれ以前の「人権侵害救済法案」あるいは「人権救済機関設置法案」に関しては、最初の「人権擁護法案」に比べて、裁判所の令状なしの立入検査や過料の規定が削除されているなど緩和されている面もあり、その点においては問題がないという見方もあるかもしれません。

しかし、人権委員会を独立性の強い「3 条委員会」と規定している点では本質的には何ら変わりがなく、また一旦法律が制定されれば、立入検査や過料の規定などは後でいくらでも追加できるので、まさに「小さく生んで大きく育てる」ですね。

それにしても、なぜこれらの人権法案の制定に法務省は執念を燃やすのでしょうか。その背景としては、法案が制定されて新たな人権救済機関ができれば、全国に現地担当官や事務官が配属されたり、あるいは多額な予算が配分されたりすることで、法務省にとって大きな「省益」になるからでは、とも考えられています。

いずれにせよ、結果として重大な人権蹂躪(じゅうりん、暴力や強権などをもって他を侵害すること)につながる一連の「人権法案」は、我が国にとって「百害あって一利なし」であるとともに「無駄で危険」な存在でしかありません。

国会内において二度とこのような法案が審議されることがないように、私たち国民一人ひとりが、今後もしっかりと明確に「反対」の意思表示を続ける必要があるのではないのでしょうか。

2. 治安維持法の真実

ところで、一連の人権法案の例え方の一つに「平成の治安維持法」というのが知られています。治安維持法といえば「稀代(きだい)の悪法」として有名ですが、その内容はどのようなものだったのでしょうか。

治安維持法は大正 14 (1925) 年に普通選挙法と時を同じくして制定されましたが、その目的は、普通選挙の実施によって活発化されると思われた共産主義運動の取り締まりにあり、それ以外の労働運動や社会運動までが対象とはなっていませんでした。

このことは、昭和 3 (1928) 年に行われた普通選挙実施後初の衆議院総選挙で、8 名の無産政党の議員が誕生しているという事実からも明らかです。ただ、当時は最高でも 10 年以下の懲役刑だったのが、昭和 3 年には最高刑に死刑が追加され、戦局の悪化を受けて、昭和 16 (1941) 年までに取り締まりが強化されたのもまた事実です。

これらの事情を鑑みれば、治安維持法が「悪法」であるという現実には動かしがたいものがあるでしょう。しかし、それならば、なぜわざわざそんな悪法を当時の我が国は制定したのでしょうか。

その背景には、共産主義イデオロギーがもたらす「暴力革命」から我が国の国体(=国家としての体制のこと)を守るという、ある意味「当然の目的」があったのです。

1917 (大正 6) 年に起きたロシア革命によって帝政ロシアが倒れ、1922 (大正 11) 年にソビエト社会主義共和国連邦(=ソ連、現在のロシア)が誕生しましたが、国境を隔(へだ)てて巨大な共産主義国家が生まれたという衝撃は、当時の我が国にとって計り知れないものでありました。

なぜなら、ロシア革命によって、ニコライ二世などロマノフ王朝の王族がことごとく虐殺されたのみならず、ソ連が世界の共産化をめざして組織したコミンテルンにおいて、1922 年に「君主制の廃止」が目標とされたからです。

我が国にとって「君主制の廃止」とはすなわち「皇室＝天皇の廃止」であり、絶対に許されるものではありません。また、ロシア革命の余波(よは)を受けて、1920(大正9)年にニコライエフスクにいた約七百数十名の日本人全員が革命軍に殺害されるという尼港(にこう)事件が起きていたこともあり、共産主義が我が国に広がることを当時の政府や国民が恐れたのは無理もないことでした。

だからこそ、「国体ヲ変革シ又ハ私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シ又ハ情(じょう)ヲ知りテ之(これ)ニ加入シタル者」を取り締まることを対象にした、治安維持法が制定されたのです。

当初は「共産主義思想が我が国に広がることを防ぐ」ために制定された治安維持法でしたが、昭和10年代になって戦局が悪化すると、共産主義とは無関係の労働運動や無産運動、あるいは自由主義運動など取り締まりの対象が幅広くなり、多くの人々が無実の罪で捕まったという事実は動かすことができません。

しかし、治安維持法による徹底した弾圧があったからこそ、我が国がソ連のように共産主義革命が起きることなく、結果として国家や国民を守ることができたのもまた事実なのです。

また、治安維持法で捕まった人々は、当時の大日本帝国憲法(＝明治憲法)によって天皇の名の下で取り調べが行われ、裁判を受けることができましたし、実際に治安維持法によって死刑を宣告された人間は、一人もいませんでした。

戦前の共産主義の思想家で「非転向」を貫いた人物がいたのも、彼らの生命があったればこそだったのですが、その一方でソ連のような共産主義国家では、一旦逮捕されれば、裁判も受けさせてもらえないことなく直ちに処刑された人々が無数に存在しているのです。

それに、特別高等警察(＝特高)による取り調べは確かに厳しく、中には小林多喜二(こばやしきたきじ)のように、拷問(ごうもん)を受けて殺された人物もいますが、共産主義国家のように最初から取り調べを受けさせてもらえないこともなく、有無を言わさず死刑にされてしまうのとは、全く意味が異なるということも理解すべきではないでしょうか。

先述したように、治安維持法によって我が国では直接的な共産主義による革命は確かに起きませんでした。しかし、共産主義が持っていた「貧富の差を憎むとともに私有財産制を否定して資本を人民で共有する」という思想そのものは、天皇を中心とした国家社会主義に名を変えて次第に我が国に浸透(しんとう)していきました。

また、ソ連のコミンテルンもそれまでの暴力主義だけでなく、尾崎秀実(おざきほつみ)のようなスパイを日本政府の権力の中枢(ちゅうすう)にまで送り込むことにより、戦局がソ連に有利になるように、我が国を内部から支配しようとするにまで至ったのです。

治安維持法を悪法と決めつけることは容易(たやす)いですが、そのようなレッテルを貼って満足するだけではなく、なぜそのような悪法が制定されなければならなかったのかという「歴史の大きな

流れ」を考える必要があるのではないのでしょうか。

ところで、戦後の思想界を中心に、「治安維持法によって戦前の一般民衆が不当に弾圧された」と強調されたことによって、現代の政府や警察などが、マスコミなどの世論に対して過剰に気を遣(つか)い、その結果として、思想や宗教が絡(から)む凶悪な事件に対する取り締まりが弱まっている傾向が見られます。

我が国のような法治国家において、組織的な暴力行為を是とする集団の存在は断じて許されません。治安維持法という「亡霊」に怯(おび)えるあまり、逆に我が国が存亡の危機とならないようにするためにも、治安維持法に対する公平な認識を多くの国民が共有すべきではないのでしょうか。

3. 自治基本条例の恐るべき実体

さて、今回の講座では、いわゆる「人権法案」が抱えている矛盾と、過去に施行(しこう)されていた「治安維持法」の真実について、これまで紹介してまいりましたが、実は「人権法案」よりもっと危険であり、現実には被害も出ている条例が存在するのを皆さんはご存知でしょうか。それは地方を中心に次々と制定されつつある、いわゆる「自治基本条例」のことです。

時代が平成に入る頃から、地方自治において「市民参加」や「市民による自治」、あるいは「市民が主役」などというキャッチフレーズの名の下に、「自治基本条例」という名の条例を制定する動きが活発化しており、現在では200を超える自治体で制定されています。

「市民による自治」という言葉は耳に心地良く響きますが、実際の地方自治は、「執行機関としての首長(しゅちょう)」と「議決機関としての議会(=議員)」を住民が選び、首長と議会が車の両輪のように意思決定を行うとする間接民主主義が採用されており、これは憲法や地方自治法によって定められた、地方自治の大原則でもあります。

にもかかわらず、各地で制定されつつある自治基本条例は、こうした地方自治の大原則を破壊し、また特定の勢力が地方政治に介入する危険性が極めて高いという指摘なされているのです。

では、自治基本条例とはどんな条例であり、またどのような問題点があるのでしょうか。各地方自治体によって制定が増えつつある自治基本条例ですが、実はその内容はパターン化されており、ほぼ共通化した以下のような特徴があります。

1. 「市民」をその自治体に居住する住民以外にも拡大して定義している
- 2.1. で拡大された「市民」に政治参加の権利を認め、また住民投票を発議することができるなど住民投票制度を重視している
3. 「市民委員会」のような直接民主主義的な要素が盛り込まれており、委員会の決定事項に対して首長や議会に尊重義務を負わせている
4. 自治基本条例を他の条例に優越する「自治体の最高規範」としている

まず1.ですが、多くの自治基本条例では「市民」を以下のように定義しています。

「市内に居住する者や市内に勤務、通学する者並びに事業所を置く事業者その他の団体をいう」。

すなわち、自治基本条例で定められた「市民」とは、いわゆる住民だけでなく、他の市町村から通勤あるいは通学する人々や、その地に存在する全国的な組織や団体の関係者も「市民」になれることを意味しており、さらには国籍条項が存在しないことから、外国人も「市民」に含むことが可能になるのです。

こうした「市民」の定義は法律の規定のみならず、多くの国民の一般常識とあまりにもかけ離れてはいないでしょうか。

次に2.ですが、住民投票は近年において地域の政策に関する是非を問うものとして定着しつつあり、市町村合併問題などを中心に幅広く行われています。しかし、住民投票は地方自治法によって規定されているものでない以上、法的な拘束力を持ち合わせてはいません。

住民投票による「市民の判断」と、首長や議会による「為政者としての責任ある判断」が異なるのは過去にいくらかでもありますから、住民投票の結果を重視するという内容を条例に明記することが、果たして適法といえるのでしょうか。

さらに問題なのは、住民投票権を持つ「市民」に、1.で指摘したように「外国人が含まれる」ということです。つまり、自治基本条例が制定されていれば、外国人が地方の政治に密接に関わる住民投票に参加が可能となってしまうのです。

言うまでもないことですが、我が国では日本国憲法第15条で規定されているように、国政・地方を問わず外国人には参政権が認められておりません。にもかかわらず、自治基本条例で外国人にも政治参加の道を開くということが、憲法や地方自治法の趣旨に照らして許されるのでしょうか。

また、3.で規定された「市民委員会」ですが、自治基本条例の多くが、市民の公募などによって市民委員会を立ち上げ、市民委員会は市政の重要事項について議論・検討し、その結果を、市民の意見として市長や議会に報告することになっていますが、ここで問題なのは、市民委員会の報告内容に対して、市長や議会に尊重義務を課している場合が多いということです。

地方自治体における議員は、選挙で選ばれた市民の代表であり、議会での決定が間接的に市民の決定であるといつて何ら差し支えありません。しかし、市民委員会を運営する公募された市民は選挙で選ばれたわけではなく、また年齢や性別なども制限がないことから、市民委員会の見解が市民全体の平均的意見とみなすことはできず、市民の多数意見とする根拠もありません。

それなのに、市民委員会の委員の公募に応じる人々の思想や信条が、仮に特定の内容に偏(かたよ)っている場合であっても、彼らの意見が「市民の意見」であるかのように判断されるだけでなく、そのような偏向した見解に対して、市長や議会が尊重義務を負わねばならないのであれば、民主主義

の基本原則を完全に無視していることになってしまいます。

要するに、市民委員会を設置するということは、本来の政治を行う場である議会の他に、それと同等、いやそれ以上の強い権限を持つ「第2議会」を持つと同じことを意味するのであり、こうした屋上屋(おくじょうおく)を重ねることによって、本来の議会が軽視されてしまう危険性が極めて高いのです。

これまで1.から3.にかけて説明してきましたが、それらよりもさらに大きな問題となっているのが、4.によって、自治基本条例が「自治体の最高規範」と定められていることです。

「自治体の最高規範」の概念としては、例えば「他の条例などの制定や改廃並びに運用にあたってはこの条例との整合性を図らねばならない」とか、あるいは「既存の条例や規則の中でこの条例に反する内容が含まれていれば、速やかに改正しなければならない」とされていることなどが挙げられます。

しかし、地方自治法において、実際に条例を制定する権利を持つのは議会であり、法律の範囲内であれば、議会は自由に条例を制定できます。従って、自治基本条例によって、議会の権限が法律以外の制約を受けることなど認められるはずもなく、たとえ「最高規範」と規定したところで、何の法的拘束力も持ち得ないという結論となります。

さて、自治基本条例には今まで述べてきたように数多くの重大な問題がありますが、さらに深刻なのは、こうした自治基本条例の危険性を、市民はおろか多くの地方議員が理解していないことです。もし自治基本条例が一部の思想家によって恣意的(しいてき、気ままで自分勝手なさまのこと)に運用されたら、どのようなことになるのでしょうか。

実は、自治基本条例の「餌食(えじき)」となってしまった自治体が存在しています。それは埼玉県志木市です。

平成13(2001)年、埼玉県志木市において、自治基本条例の前身である「市政運営基本条例」が制定されましたが、その内容は5条までしかない簡素なもので、制定時には何の問題もないと思われていました。

しかし、後になって公募された市民による「市民委員会」がつくられると、条例に書かれていた「市民主体の自治」「市民の市政への参画」という文言を根拠として、市民委員の一部のメンバーが行政についてしきりに口を出すようになり、また市議会の場で市民委員会を批判した議員に対して、直接議事録から発言を削除しろと圧力をかけるメンバーまで現われるなど、市政が大混乱となりました。

その後、平成17(2005)年に埼玉県議会の会派である「地方主権の会」に所属していた元埼玉県議会議員が市長に当選すると、ようやく混乱は収拾されましたが、その背景には、新市長の誕生によって、市民委員会や彼らと同じ考えを持つ市議会の会派に市政が有利に展開するようになったか

らではないか、という見方もあります。

要するに、自治基本条例によって、志木市の行政が市民委員会を中心とする一部の勢力に乗っ取られた可能性があるというわけです。

その後の志木市ですが、平成 21（2009）年には同じ市長が無投票当選を果たしましたが、平成 25（2013）年の選挙では、現職を破って新市長が誕生しました。今後の市政がどのような展開となるのか注目されるところです。

いずれにせよ、これらの事実を考えれば、自治基本条例を定めている地方公共団体のすべてが、いつ「第 2、第 3 の志木市」になるかどうか分からないという危険性を秘めているということにならないでしょうか。

これまで述べてきたように、問題だらけの自治基本条例ですが、そもそもこの条例を提唱したのは政治学者の松下圭一(まつしたけいいち)法政大学名誉教授であり、その後に、公益財団法人の地方自治総合研究所や自治労などが中心となって、条例制定を推進してきたとされています。

また、松下氏の有名な弟子には、かつて内閣総理大臣を務めた菅直人(かんなおと)氏がおり、菅氏は「松下理論は私の政治理念の原点である」と述べています。

こうした事実を鑑みれば、自治基本条例がどのような考えに基づいて推進されてきたかが分かるというものです。また、松下氏は、「政治権力は国と自治体に二重に市民から信託されているのだから、自治体も独自の行政権や立法権を持つとともに、国の法律を独自に解釈する権利を持っている」とする複数信託論（＝二重信託論）を唱えています。

このような理論がまかり通ってしまえば、憲法や地方自治法がその根拠を失うだけでなく、国家すら否定されてしまうことになってしまい、いわゆる「人権法案」と同じくらい極めて危険であると言わざるを得ません。

しかも、国の法案ということで周囲の監視が厳しい人権法案と違って、全国の地方公共団体で同時進行しているのみならず、いつこの自治体で志木市のような実害が出るか分からない自治基本条例の方が、より悪質であると言えるでしょう。

4. 今こそ問われる国民としての自覚

国や地方公共団体のように、行政をつかさどる立場としてのみならず、企業や一般家庭に至るまで平和や安全保障のために欠かせないのが「危機管理」という概念ですが、第二次世界大戦後に私たちが長年平和をむさぼっている間に、危機管理に対する意識が薄れてしまっていないでしょうか。

我が国に反対、あるいは敵対する勢力というものはいつの世も存在しており、今こうして私たちが平穏に暮らしている間にも、着々と作戦を展開しているのです。それは人権法案や自治基本条例に

関しても例外ではなく、いつ以下のような事態が起きてもおかしくはありません。

我が国は言わずと知れた島国であり、特に太平洋側にかけて無数の島々が存在していますが、それらの多くは無人島か、あるいはごく少数の人々が暮らす小さな離島です。しかし、それらの島々の存在によって、我が国は広大な排他的経済水域（＝EEZ）を有することが可能になっています。

しかし、そのような住民こそ少ないものの、我が国の安全保障上極めて重要な離島において自治基本条例が制定され、市民と認定された特定の、例えば外国人を中心とする勢力に、市民委員会を通じて行政を支配されてしまうような事態が起きてしまったら、我が国の将来はどうなってしまうのでしょうか。

小さな離島といえども一つの立派な自治体であり、その影響力は絶大です。もしその島が「市民自治」に基づいて我が国からの独立を宣言すれば、その瞬間に、我が国は離島を中心とする幅広い排他的経済水域を失うのみならず、安全保障上においても重大な欠陥を抱えてしまうことになるのです。

「そんな馬鹿な」と思われる人々が多いかもしれませんが、これは決して絵空事や夢物語ではありません。国際法上において、国家は「領域・国民・主権」という三つの要素を持っていれば成立するのであり、またそれらは他の国家が判断するとされています。この場合、独立を宣言した離島は領域や国民を自動的に有しますから、後は主権の有無が焦点となります。

もし離島の支配者が事前に根回しをして、他の国家の、それも例えば国際連合の安全保障理事会で常任理事国を務めるような強い立場の国家に、離島の「国家としての主権」を承認させていけば、たとえ我が国が不承認であっても、離島の独立を防ぐことは不可能になってしまうのです。何しろ、離島にそのような権限を与えたのは、他ならぬ我が国なのですから。

以上は自治基本条例に基づいた話ですが、仮に人権法案が制定されたとしても同じ結果になります。なぜなら、我が国に定住する外国人から、「外国人に参政権を与えないのは重大な差別である」と内閣から独立した強い公権力を持つ人権委員会に訴えれば、たとえ外国人への参政権が憲法違反であることが分かっているとしても、それに対する反論が事実上不可能となってしまうからです。

つまり、人口数百人の小さな離島に、何千人もの外国人が移住して、彼らが参政権を行使すれば、それだけで外国人による「行政の乗っ取り」が完成して、独立が容易になるという訳です。ちなみに、今回は例えの一つとして離島を挙げましたが、米軍基地や原子力発電所など、重要な施設を有している地方自治体であっても、基本的な流れは全く同じです。

私たちの愛すべき祖国日本が、気が付けばいつ他国に蹂躪（じゅうりん、暴力や強権などをもって他を侵害すること）されるか分からないという極めて危険な状況に置かれてしまう。こんな恐ろしい法案や条例が許されてよいのでしょうか。

これまで述べてきたように、国政における人権法案も、また地方における自治基本条例も、いずれ

も大変危険な内容を秘めており、我が国の将来や地方を含めた国民の平和で安全な生活を守るためには、断じて認められるものではありません。

これらのうち、人権法案に関しては、明確に反対している安倍政権の誕生によって、今のところ阻止できているとしても、すでに多数の自治体で制定されつつある自治基本条例に関しては、どのように対処すればよいのでしょうか。

これは人権法案にも言えることですが、まず日本国民自身が間接民主主義によって政治家に行政を任せている、という自己の立場を理解するとともに、その自覚を強く持つことではないかと思えます。なぜなら、普段から国政あるいは地方行政に関心を持っていれば、どのような法律あるいは条例がつけられようとしているかということが、比較的容易に判断できるからです。

もし、自身の居住自治体で自治基本条例のような危険な条例が制定されようとしているのであれば、信頼できる地方議員などに陳情を重ねることなどによって阻止も可能ですし、実際に神奈川県鎌倉市や大阪府茨木市などで実現しています。

また、すでに自治基本条例が制定されてしまった後であっても、あきらめているだけでは、いつ志木市のような実害を受けるか分かったものではありません。地元の住民の声が大きければ大きいほど、いずれは廃止させるか、あるいは内容を危険でないものに変更させることも可能になるでしょう。

これらのことは自分一人だけの行動では大変難しいかもしれませんが、しかし、今の我々には「ネット」という大きな武器があります。自分の住む自治体に制定されてしまった自治基本条例をどうにかしたいという意見をネットの世界を通じてアピールすれば、同じ志(こころざし)を持っている人々が結集することで、やがては議会を動かす力にまで達することも決して不可能ではないでしょう。要は、地元住民の意識を高めることが重要なのです。

戦後からすでに 70 年以上が経とうとしていますが、私たちは今までに行政や法律、あるいは条例といったものに対して余りにも無関心すぎた一面がありました。だからこそ一部の勢力による様々な動きをもたらすとともに、それらを許し続けてしまったのかもしれない。

しかし、私たち日本国民が子々孫々に至るまで祖国で平和に安心して暮らせるためには、国民一人ひとりの確固たる自覚が不可欠です。我が国の輝かしい未来は、私たち国民の手に委ねられているという明確な意識を保ちながら、現在も、そしてこれからも起こるであろう様々な問題を解決していくという覚悟が、今こそ求められているのではないのでしょうか。(完)

主要参考文献：「日本の歴史6 昭和篇」(著者：渡部昇一 出版：ワック)
「“人権侵害救済法”で人権がなくなる日」(編集：別冊宝島編集部 出版：宝島社)
YouTube 再生リスト「人権法案の矛盾」
<https://www.youtube.com/playlist?list=PLeZrZWY-wML63oeWoeBSnwNneneokXLfY>
黒田裕樹の歴史講座 <http://rocky96.blog10.fc2.com/>